

事業者の皆さん 特別徴収にご協力ください

給与所得者の個人住民税は、給与支払者(事業者)が徴収することになっています

特別徴収とは、給与の支払者(事業者)が、個人(給与所得者)の住民税(町民税+道民税)を所得税の源泉徴収と同様に、毎月支払う給与から徴収し、住民税の納税義務者である給与所得者に代わって納入する制度です

従業員の所得税は給与から源泉徴収しているものの、個人住民税は特別徴収していない、という事業者は、ご協力いただきますようお願いいたします。

今年度は、十勝総合振興局と管内19市町村が一体となって、特別徴収促進に向けての取り組みを実施しています。

こんなメリットがあります

○事業者の方は

- ・所得税のように事業者が税額を計算する必要はありません。
- ・従業員が常時10人未満の事業者は、申請により年12回の納期を年2回とする制度もあります。

○従業員の方は

- ・自ら役場や銀行等へ納税に出向く必要がなくなります。
- ・特別徴収は納期が12回なので、普通徴収(納期が4回)に比べて1回に納める税額が安くなります。

特別徴収は法律などによる制度です

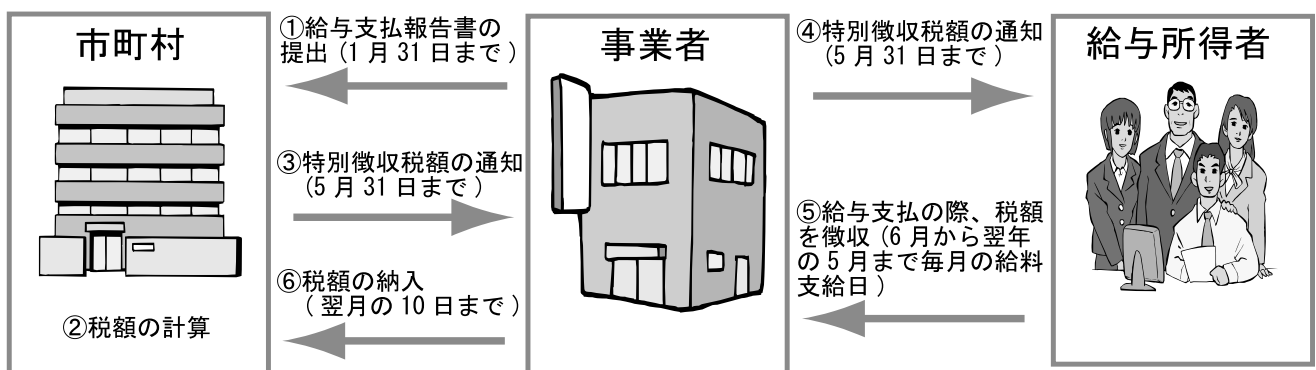
地方税法第321条の4および幕別町税条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として住民税を特別徴収していただくこととなっています。

特別徴収の事務とは

毎年5月に、特別徴収義務者(事業者)あてに、町から「特別徴収税額決定通知書」を送付しますので、6月から翌年5月までの12回の分割で、通知した税額を毎月の給料から天引きして、翌月の10日までに納税者に代わって納めていただきます。

退職・転職・その他の理由で天引きができなくなった場合には、その内容を「異動届出書」で報告していただきます。退職手当に対する特別徴収については、問い合わせください。

特別徴収の方法による納税の仕組み



新たに特別徴収により納税するための手続きは

「給与支払報告書」の提出期限である1月31日までに、「給与支払報告書(総括表)」に、特別徴収希望の旨を記入の上、提出してください。

◆問い合わせ先 税務課住民税係 (☎【幕】54-6604)